令和5年3月31日更新

沿岸漁業改善資金の基本的事項の公表

基金の名称		沿岸漁業改善資金
基金の額		累計（昭和54年度～令和4年度） 299,864千円
	うち国費相当額	194,842千円
基金事業等の概要		1 事業の内容 　沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年）に基づき、沿岸漁業者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図るための資金を貸し付けるものである。
		2 資金種類 (1)経営等改善資金 近代的、合理的な漁業技術、漁ろうの安全確保のための施設等の導入資金 （例：カラー魚探、レーダー、エンジン購入等） （2）生活改善資金 生活改善のための施設の改良等に必要な資金 （例：し尿浄化装置の設置、炊事場の改造費用等） （3）青年漁業者等養成確保資金 近代的な沿岸漁業の経営方法の取得、経営開始等に必要な資金（例：経営開始時の漁船建造等）
申請方法		静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱第6条 静岡県沿岸漁業改善資金取扱要領第4参照
審査基準		静岡県沿岸漁業改善資金貸付要綱の別表等参照
審査体制		担当部局において審査